

被災者生活再建支援制度で受けられる救助

制度の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(被災者生活再建支援法第1条)

対象となる世帯

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

申請先は市町村

支給額

被災家屋の
写真は必ず撮って
おいてくださいネ



- 全壊→住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
- 大規模半壊→住家の損害割合が40%以上、50%未満のもの。
- 半壊→住家の損害割合が20%以上、40%未満のもの。
- 一部損壊→住家の損害割合が1%以上、20%未満のもの。

※具体的には、屋根、外壁、基礎、内壁、床、柱、建具などをチェックし、それぞれの被害程度を数字で表し積算して判定します。

被災者の救助・支援は都道府県と市町村の責務
困っていることがあれば自治体窓口にご相談を

